破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１９６６号
札幌市中央区南17条西17丁目２番10―301号
破産者　堀田　皓一（旧姓臼井）
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９６７号
札幌市中央区南17条西17丁目２番10―301号
破産者　堀田　凱彦（旧姓臼井）
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９６８号
札幌市中央区南17条西17丁目２番10―301号
破産者　堀田　朝海（旧姓臼井）
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３９７号
札幌市清田区美しが丘２条３丁目６番８号
破産者　高舘　明洋
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１４２４号
最後の住所札幌市北区麻生町６丁目12番10号静香ハイツ103号
破産者　亡松本トシ子相続財産
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５３０６号
千葉県八千代市米本2380―63、開始決定時の住所千葉県八千代市大和田新田353番地85
破産者　新宮　豊雄
1　決定年月日　平成25年１月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１７１９号
東京都北区赤羽西１－５－１―1105、住民票上の住所東京都港区新橋６丁目18―３　中村ビル３Ｆ
破産者　武本俊こと　崔　　俊
免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０８９号
東京都世田谷区下馬１丁目21番８号コート下馬303号室
清算株式会社　株式会社鈴木茶業
代表清算人　鈴木　忠廣
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第１０号
静岡県富士市中央町２丁目６番15号
清算株式会社　丸文運送株式会社
清算人　髙田　正江
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（ヒ）第８号
沖縄県那覇市高良３丁目１番地１
清算株式会社　株式会社漲水リゾート開発
代表清算人　仲本　靖彦
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２３号
札幌市中央区大通西３丁目６番地
清算株式会社　株式会社道新メディック
代表清算人　馬場　正昭
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（ヒ）第１００１号
山形県酒田市両羽町325番地の１
清算株式会社　株式会社酒田鋳造
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（ヒ）第５０２号
福島県伊達市片町20番地
清算株式会社　株式会社片町企画
代表清算人　野田　拓男
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所第１民事部

平成９年（ヒ）第１０１号
鹿児島市照国町12番10号
清算会社　林田産業交通株式会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成９年（ヒ）第１０２号
鹿児島市照国町12番10号
清算会社　林田観光株式会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成９年（ヒ）第１０３号
鹿児島市照国町12番10号
清算会社　林田小型観光バス株式会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成９年（ヒ）第１０４号
鹿児島市東千石町12番19号
清算会社　株式会社林館
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成９年（ヒ）第１０５号
鹿児島市照国町12番10号
清算会社　栄林通商株式会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成９年（ヒ）第１０６号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3958番３
清算会社　株式会社クラブはやしだ
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０４７号
東京都中央区日本橋２丁目15番３号ヒューリック江戸橋ビル８階
清算株式会社　泉中央システム株式会社
代表清算人　檜野　安弘
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定案においては、次のとおり用語を略称する。
（略称）
①　泉中央システム株式会社　清算株式会社
②　別表「弁済予定表」　弁済予定表
③　弁済予定表「債権者名」欄記載の各債権者　協定債権者
④　平成24年８月31日（特別清算手続開始決定日）　基準日
⑤　「弁済予定表配当基準額」欄記載の各金額　配当基準額
２　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、基準日までの原因に基づいて発生した債権（以下「特別清算債権」という。）とする。
３　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。